

# 労働 とやま

2015年  
3月号  
第773号

## 今月の主な内容

- 元気とやま! 仕事と子育て両立支援企業をご紹介します!  
〈社会福祉法人 舟見寿楽苑〉  
株式会社 宮木建設
- 平成26年度 賃金等労働条件実態調査結果の概要
- 個別労働関係紛争のあっせん・相談について

## 改正パートタイム労働法は 平成27年4月1日施行です!!

パートタイム  
労働者の  
相談窓口を設置  
しましたか?

パートタイム労働者<sup>(※1)</sup>の方々の公正な待遇を確保し、  
納得して働くことができるよう、パートタイム労働法が変わりました。

### 主な改正点

#### 1. パートタイム労働者の公正な待遇の確保

- (1) 正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大  
→ 有期労働契約を締結しているパートタイム労働者<sup>(※2)</sup>でも、職務の内容、人材活用の仕組み(人事異動等の有無や範囲)が正社員と同じ場合には、正社員との差別的取扱いが禁止されます。
- (2) 「短時間労働者の待遇の原則」の新設  
→ パートタイム労働者の待遇と正社員の待遇の違いは、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないとする、待遇の原則の規定が創設されました。

#### 2. パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- (1) パートタイム労働者を雇い入れた時の事業主による説明義務の新設  
→ パートタイム労働者を雇い入れた時は、事業主が実施する雇用管理の改善措置の内容を説明しなければなりません。  
例えば……「賃金制度はどうなっているか?」  
「どのような教育訓練があるか?」  
「どの福利厚生施設が利用できるか?」  
「どのような正社員転換推進措置があるか?」など
- (2) 相談体制を整備する義務の新設  
→ 事業主は、パートタイム労働者から、労働条件等に関する相談に応じて適切に対応するための相談窓口を設置し、雇い入れ時の文書交付などにより明示しなければなりません。

※1 同一の事業所に雇用される正社員に比べて1週間の所定労働時間が短い労働者  
※2 改正前は「無期労働契約を締結していること」が要件の一つとなっていました。

詳しくは  
検索してください!

パート労働ポータルサイト

<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

お問い合わせは、富山労働局雇用均等室(☎076-432-2740)まで

平成26年度 **元気とやま!仕事と子育て両立支援企業** 第6回  
 をご紹介します!

社会福祉法人 **舟見寿楽苑**

所在地：下新川郡入善町  
 業 種：医療・福祉  
 職 員：130名（男性26名、女性104名）



当法人は、特養及びショートステイ、デイサービスの在宅サービスを提供しています。

従業員の8割を女性が占めており、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。従業員の確保が難しい時代ですが、今以上に従業員が働きやすい環境の整備に努めていきます。

**舟見寿楽苑の主な取組み**

☆仕事と子育て両立支援の取組み

当法人は昭和53年に開設、県内では6番目にできた施設で、当初から従業員の8割を女性が占めているため、仕事と子育ての両立ができるよう当法人ではいろいろな取り組みを実施しています。

子が1歳6カ月まで利用できる育児休業制度、配偶者出産休暇制度、妊娠が分かった時点から夜勤免除及び介護業務の軽減など、仕事と子育てを応援できるよう職場環境を整備しています。

また、時間単位の年次有給休暇制度を利用し、子どもの授業参観、学校行事等に積極的に参加していただきたいと考えております。

☆その他の取組み

地域貢献事業の一環としてふれあい温泉（入浴施設）も経営しています。温泉に来ることで、三世代の交流の場としても利用いただいております。小人については、県発行の「子育て応援券」の優待券の提示により料金を半額で利用いただいております。

☆今後の取組み

今後、男性従業員の育児休業取得を促進していくため、男性従業員に育児休業取得に関するパンフレットを配布し、育児と子育てに積極的に参加できる環境の整備を進めていき、イクメンを支援できる企業となるよう努めていきたいです。

**利用者の声**

内橋さん  
 介護士  
 お子さんは2人

8月に職場復帰しました。育児休業制度では1年6カ月の休暇をいただきました。1人目の時も1年6カ月休ませていただき、育児に専念することができ、大変ありがたい制度です。

現在は夜勤業務を免除していただき、日勤で働いています。夫も同じ施設に勤務しているため、保育所の運動会、参観等については夫婦ともに休めよう配慮していただいております。

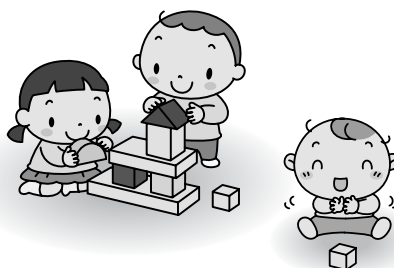


育児との両立は難しいですが、制度を利用して夫婦ともに元気で明るい生活ができるよう仕事をがんばっていきたく思います。

育児休業制度を利用して1年2カ月休ませていただきました。施設からは、1年6カ月休暇してもいいとのことでしたが、どうしても早く職場復帰したく、11月から職場復帰しました。保育所の送迎等の関係でどうしても8時間勤務ができないため、今は短時間勤務（6時間）で勤務しています。

川見さん  
 調理  
 お子さんは1人

子育ては大変ですが、施設の制度を利用し、今後も利用者さんに喜んでいただけるよう、安全で安心して食べていただける食事を提供していけるよう日々がんばります。



## 株式会社 宮木建設

所在地：砺波市

業種：建設業

職員：21名（男性19名、女性2名）



次世代を担う子ども達の育成を支援することは、社会的責任の一環であり、企業として社員が家族を大切にしながら、仕事の励みにしてもらいたいという自然な思いで、特別休暇取得を社員相互で補う体制をつくり、男性社員にも積極的に特別休暇の取得を薦めています。

親が子の面倒を見、次は子が親の面倒を見る。そしてそれが繰り返され、お互いを大切に思う気持ちに繋がる理想的な家族関係が出来る企業を社員相互の助け合いの精神で目指しております。

## 宮木建設の主な取組み

## ☆仕事と子育て両立支援の取組み

当社では子どもの学校行事や妻の出産時のための特別休暇を設け、男性社員にも積極的に休暇を取得するよう薦めています。これは、企業として社員が家庭生活を大切にしながら、仕事の励みにしてもらいたいという、自然な思いです。

ただし、休暇を取得する時は、自分が抜けても仕事のマイナスにならぬよう、段取りをしっかりと組むことが約束となっています。そのため、毎週現場のトップが集まる定例ミーティングと、月に一度の従業員全員の定例会で仕事の現状を共有し、休暇取得時の段取りを組むという体制になっています。その際、1つの現場が苦しい時は他の現場からサポートを受けることもあり、社員全員で補っています。このように、全社員が助け合いの精神を持って仕事に望んでいることを誇らしく感じます。

現在、近年の少子化傾向もあり、若い社員の子育て支援を積極的に進めています。それは、親子の密接なコミュニケーションが、お互いを大切に思う気持ちに繋がると考え、企業としても、社員の子どもの時間を増やしてもらいたいとの願いからです。

子どもは小さい頃の親の行動を覚えているもので、

## 利用者の声

竹部さん

現場主任  
お子さんは2人

平成7年入社。現在、高校生と小学生の2人の子どもがいます。

子どもたちには6歳の年の差があり、上の子の小さいときとは違い、

私たちの住んでいる中山間地では、年々過疎化が進み、子どもたちの数も激減しています。

PTA活動・地域の子どもの会の活動においても限られた人数で行わなければならない、全員参加が鉄則です。先日も、工期の迫っている忙しい中、会社の仲間に迷惑を掛けると思いつつも、「雪と親しむ会」に休暇を取得し参加してきました。上の子のときにはなかなか経験できなかった親子のふれあいの時間を楽しむことができました。PTA活動も、短時間勤務制度を利用して参加しています。

また、これからも会社に迷惑が掛からぬよう段取り・打ち合わせをしっかりと行い、特別休暇を利用して、地域の行事である「左儀長」「山菜まつり」「地区民運動会」「秋祭り」など、準備段階より親子で参加し、地域の昔からの伝統行事を子どもに継承していきたいと思っています。

平成11年入社、平成17年に結婚。

現在、小学生2人と保育園児1人の3人の子どもがおります。妻の出産

時には、特別休暇を利用して3人の子ども全員の出産に立会うことができ、生まれる瞬間に感動しました。その感動を将来、出産時のエピソードとともに子どもたちに話してあげようと考えています。

現在は、妻も仕事をしており、子どもが病気のときや、妻が休みでない土曜日などは、育児休業制度を利用し、妻と交代で看病や子守りをしています。

また、特別休暇を取得して、生活発表会、参観日、百日の宮参りなどに利用しています。小学校・保育所の運動会では「親子ゲーム」に参加し、子どもたちと楽しい時間を過ごしました。普段、家では見られない子どもたちそれぞれの顔を見られたのも大切な思い出になっています。

子どもたちのために休暇を取りやすい雰囲気のある会社仲間たちに恵まれていることに感謝しています。

谷田さん

現場主任  
お子さんは3人

その良い思い出づくりの意味でも、子どもの重要な節目に立ち会えるよう取り組みたいと思っています。

## ☆今後の取組み

ノー残業デーの導入と、独身従業員に対する婚活支援に取り組んで行く予定です。

平成26年度

## 賃金等労働条件実態調査結果

概要

この調査は、県内の民間企業に雇用されている常用労働者の労働条件の実態を明らかにするため、県労働雇用課において毎年実施しているものです。

平成26年度の調査結果概要は、次のとおりです。

## I 調査内容

- ① 調査時点 平成26年7月31日  
 ② 調査対象 10人以上の常用労働者を雇用する事業所 1,000事業所  
 (調査の結果、10人以下の事業所であっても集計)  
 ③ 回答事業所数 559事業所 (回収率：55.9%)

## II 調査結果の概要

## ① 平均賃金・・・319,946円、前年に比べ0.5%増加

平成26年7月における常用雇用労働者1人当りの平均賃金は319,946円(平均年齢40.8歳・勤続年数14.2年・扶養家族数0.7人)で、前年と比べ1,714円(対前年増減率0.5%)の増加となった。

表1 産業別平均賃金

	年 齢	勤 続 年 数	平 均 賃 金					
			基準内賃金	対前年 増減率	基準外賃金	対前年 増減率	対前年 増減率	
	歳	年	円	%	円	%	円	%
計	40.8	14.2	277,900	1.4	42,046	△ 4.9	319,946	0.5
建設業	43.8	15.1	289,921	△ 2.2	37,748	△ 18.5	327,669	△ 4.4
製造業	40.4	13.7	264,401	2.5	38,018	△ 5.8	302,419	1.4
卸売・小売業	42.5	14.9	257,043	0.7	21,197	35.9	278,241	2.8
金融・保険業	42.5	18.6	329,187	4.0	25,639	0.5	354,826	3.7
運輸・通信業	42.4	14.1	242,452	△ 3.2	52,406	7.6	294,853	△ 1.4
サービス業	44.4	10.2	258,853	2.6	29,052	△ 21.6	287,905	△ 0.5
電気・ガス ・水道業	39.1	20.0	X	△ 0.6	X	5.3	X	0.5

※「X」は集計事業所数の極めて少ないもの

## ② 基本給の決定要素

基本給の決定要素(複数回答)をみると、「職務・職種など仕事の内容」が75.6%で最も多く、次いで、「職務遂行能力」が68.5%、「年齢・勤続年数など」が66.7%、「業績・成果」が47.6%、「学歴」が37.5%となっている。

## ③ 休日

1事業所当たり平均年間休日日数は108.5日で、前年と比べ、0.9日増加した。

表2 平均年間休日日数

	59日以下	60～69日	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120日以上	平均 休日日数
平成26年	0.4	0.2	1.3	6.0	15.8	31.3	22.0	23.1	108.5
平成25年	0.2	0.2	1.9	6.1	18.4	30.0	19.0	24.2	107.6
対前年増減	0.2	0.0	△ 0.6	△ 0.1	△ 2.6	1.3	3.0	△ 1.1	0.9



**④ 年次有給休暇**

平成26年7月31日現在、最近1年間の労働者1人当たり平均年次有給休暇の新規付与日数は17.0日(前年16.3日)、平均使用日数は7.6日(同7.3日)となった。

**⑤ 女性の雇用管理**

役職に占める女性の割合は10.1%となった。

役職別に女性の割合をみると、役員で11.9%、部長相当職で3.5%、課長相当職で6.5%、係長相当職で16.1%となっている。

**⑥ セクシュアルハラスメント防止措置**

セクシュアルハラスメント防止措置を実施している事業所の割合は58.8%(前回59.5%)となった。

また、実施していない事業所(41.2%)のうち、「近く実施予定」が2.2%、「検討中」が29.4%、「予定なし」が68.4%となっている。

**⑦ 育児・介護休業****(1) 育児休業制度等**

育児休業制度を就業規則に規定している事業所の割合は87.7%(前年87.2%)となっている。

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間で育児休業の対象となった男女のうち、育児休業を取得した人の割合(取得率)は、女性が92.9%(前年96.0%)、男性は1.5%(同1.0%)となっている。

子の看護のための休暇制度を実施している事業所の割合は69.1%(前年70.9%)で、前年と比べ1.8ポイント減少した。

また、休暇の付与日数は有給、無給を併せて「法定(10日)どおり、または法定以上」が79.1%、「法定(10日)未満」が17.9%となっている。

**(2) 介護休業制度**

介護休業の取得状況をみると、取得者は少数(17名)であるが、その利用期間は、「1ヶ月以内」が47.1%と最も多く、次いで「3ヶ月～半年」が23.5%となっている。介護休業取得者を介護の対象となった家族別にみると、「本人の父母」が52.9%で最も多くなっている。

**⑧ 所定労働時間・・・1日7時間43分、1週39時間27分**

事業所の1日当たり平均所定労働時間は7時間45分で、前年と比べ1分の減少となった。内訳をみると8時間が37.8%、7時間30分～7時間59分が53.4%などとなり、8時間以内が98.6%となっている。

また、事業所の1週当たり平均所定労働時間は39時間21分で、前年と比べ1分の減少となった。内訳をみると40時間が39.1%、38時間～39時間59分が35.8%などとなっており、40時間以内が89.0%となっている。

表3 1日当たり所定労働時間、1週当たり所定労働時間の時間別事業所割合

	1日当たり所定労働時間					1週当たり所定労働時間				
	7:30未満	7:30～7:59	8:00	8:01以上	1事業所平均	38:00未満	38:00～39:59	40:00	40:01以上	1事業所平均
平成26年	%	%	%	%	時間	%	%	%	%	時間
	7.4	53.4	37.8	1.4	7:45	14.1	35.8	39.1	10.7	39:21
平成25年	6.8	54.2	37.8	1.3	7:46	13.3	36.5	41.5	8.7	39:22
対前年増減	0.6	△ 0.8	0.0	0.1	△ 0:01	0.8	△ 0.7	△ 2.4	2.0	△ 0:01

**⑨ 非正規労働者の雇用管理**

非正社員がいる事業所の割合は81.7%(前年81.9%)となった。

雇用形態別に非正社員がいる事業所の割合をみると、フルタイムパートが38.0%、短時間パートが76.5%、嘱託社員が57.6%、契約社員が24.2%、派遣社員が28.8%等となっている。

# 平成26年における監督指導実施状況について

富山労働局管内の各労働基準監督署では、事業場で働く労働者の労働条件及び安全衛生の確保を図るため、労働基準監督官が工場・事務所・工事現場に直接赴き、監督指導を行っています。

平成26年(1月～12月)における監督指導の実施状況(速報値)は、以下のとおりです。



## 1 監督指導実施事業場数

全体で1,768事業場に対して監督指導を実施しました。特に監督指導実施件数が多い業種は、建設業(665事業場)及び製造業(521事業場)でした。

## 2 違反事業場数・違反率

監督指導を実施した1,768事業場のうち、1,195事業場に法違反が認められ、違反率は67.6%(平成25年は70.8%)でした。

違反件数が30件以上の業種の中で、違反率の高い業種の順に、

① 金属製品製造業	121件 (83.4%)
② 卸売業	31件 (77.5%)
③ 食料品製造業	49件 (76.6%)
④ 一般機械器具製造業	49件 (75.0%)
⑤ 化学工業	44件 (74.6%)
⑥ 小売業	165件 (67.6%)
⑦ 建設業	279件 (66.3%)
⑧ 道路貨物運送業	51件 (65.4%)
⑨ 飲食店	48件 (62.3%)

等となっています。

## 3 違反内容等

労働基準法と労働安全衛生法の主な違反内容は次のとおりです。

### 労働基準法違反の内容

① 違法な時間外労働の実施	398件
② 割増賃金の不払	257件
③ 就業規則の作成・届出違反	146件
④ 労働条件の書面の交付による明示違反	207件

等となっています。

### 労働安全衛生法違反の内容

① 安全・衛生基準未達成等	450件
② 定期健康診断の未実施	146件
③ 機械・設備の定期自主検査未実施	127件
④ 建設工事等の元請等注文者に係る措置義務違反	96件
⑤ 作業主任者の未選任・法定事項の未実施	89件
⑥ 安全衛生委員会の設置・開催違反	35件

等となっています。

## 4 使用停止等処分状況

監督指導時に、機械設備や作業箇所について、労働者に逼迫した危険がある場合には、機械の使用停止や作業停止等の命令(行政処分)を行います。

平成26年には、この使用停止等の命令を84事業場(平成25年は87事業場)に対して行いました。このうち、54事業場が建設業で、28事業場が製造業でした。

## 5 まとめ

以上のとおり、全体の7割近くの事業場で法違反が認められるなど、使用者の責務である法定労働条件の履行確保や労働者に対する安全衛生、健康の確保が未だ徹底されていないことから、富山労働局及び各労働基準監督署においては、引き続き平成27年度も、事業場に対する監督指導を積極的に実施することとしています。各事業場におかれましては、法令遵守の徹底をお願いします。

# 無期転換ルールに関する特例である 「専門的知識等を有する 有期雇用労働者等に関する特別措置法」が

平成27年  
**4月1日から  
施行**されます。

労働契約法の改正により、平成25年4月より「無期転換ルール」が導入されています。このルールは、有期労働契約の濫用的利用を抑制し労働者の雇用と安定を図ることを目的に、同一の使用者との有期労働雇用契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。

今般、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を通じ、その能力の有効な発揮と、活力ある社会の実現を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（以下、「有期雇用特別措置法」といいます。）が平成26年11月28日に公布されました。

この有期雇用特別措置法により、

- ① 専門的知識等を有する有期雇用労働者（以下、「高度専門職」といいます。）と、
- ② 定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（以下、「継続雇用の高齢者」といいます。）

について、事業主がその特性に応じた適切な雇用管理を実施する場合に、一定の期間については、無期転換申込権が発生しないこととする特例が設けられました。有期雇用特別措置法は、平成27年4月1日に施行されます。

無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者（「高度専門職」又は「継続雇用の高齢者」）に関してその能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成し、その計画を本社・本店を管轄する都道府県労働局（労働基準部監督課）に提出して認定を受ける必要があります。

また、認定を受けた事業主は、特例の対象労働者と有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを労働条件通知書に明示する必要があります。

（注1）本社・本店を管轄する労働基準監督署を経由して提出することもできます。

（注2）「本社・本店」の住所地は、必ずしも商業登記簿上の住所地をいうものではなく、実質的に本社・本店の機能を有する事業所の所在地のことをいいます。

詳細は、厚生労働省ホームページを参照ください。

☉ [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/)

問合せ先 富山労働局労働基準部監督課 ☎076-432-2730

平成  
27  
年度

前期技能検定のお知らせ

平成27年度の前期技能検定は、次の職種について実施します。皆さんが日頃技能の練磨に努力された結果を計る絶好の機会です。あなたもチャレンジしてみませんか。

### ◎検定職種

〈1級・2級・単一等級〉

造園、鋳造、金属熱処理、機械加工、建築板金、めつき、仕上げ、建設機械整備、婦人子供服製造、電子機器組立て、プラスチック成形、防水施工、枠組壁建築 など

〈3級〉

造園、金属熱処理、機械加工、機械検査、電子機器組立て、化学分析

詳しい実施職種・作業については、富山県ホームページ (<http://www.pref.toyama.jp/>) から「平成27年度前期技能検定のお知らせ」をご覧ください。

### ◎受検申請書の受付

4月6日(月)から17日(金)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

### ◎受検申請書の提出先

〒930-0094 富山市安住町7-18 安住町第一生命ビル2階  
富山県職業能力開発協会 技能検定課

### ◎その他

申請書の用紙は、富山県職業能力開発協会、富山県技術専門学院（本校、新川センター、砺波センター）、ポリテクセンター富山、富山市職業訓練センター、砺波まなび交流館、もよりの商工会議所、商工会に備えてあります。

詳しいことは、富山県職業能力開発課（☎076-444-3260）、または、富山県職業能力開発協会 技能検定課（☎076-432-9887）へお問い合わせください。

### 在職者のみなさまの スキルアップを支援します

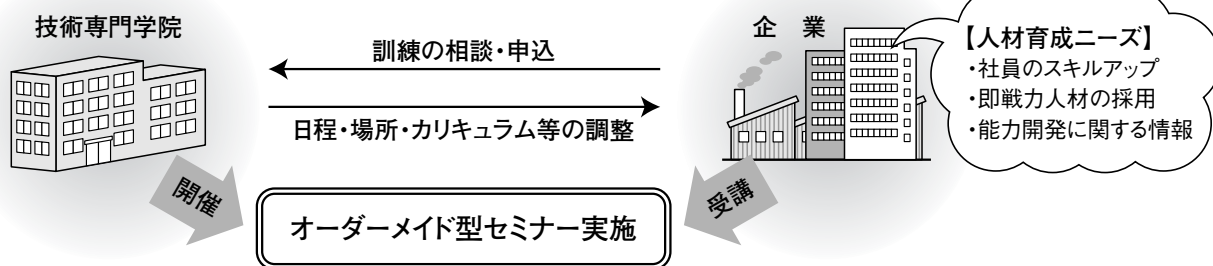
技術専門学院では在職者の方を対象に、業務に必要な専門知識の習得や技能の向上、各種資格取得等、幅広いメニューのセミナーを実施します。

## 能力開発セミナーのご案内

- 3DプリンターやCAD/CAMなどのデジタルものづくり関連
- 省エネ照明設備設計技術などの成長分野関連
- 海外事業展開を担う人材育成を支援するグローバル人材育成講座
- 情報、パソコン関連技術
- 各種検定試験準備講習関連 など

### オーダーメイド型訓練もご用意してます

個別企業の人材育成ニーズに応じて、日程、場所、カリキュラム等の調整を行い実施する訓練で、カスタマイズされた訓練をご提案します。



雇用調整助成金対象セミナーです。企業内教育訓練に取り組む企業の皆様もご検討ください。詳しいことは、お近くの技術専門学院本校または各センターまでお問い合わせください。

#### 問合せ先

お問い合わせを  
お待ちしております。  
各校企画調整担当

- |   |               |                                |
|---|---------------|--------------------------------|
| } | 技術専門学院 本校     | (富山市向新庄町1-14-48 ☎076-451-8803) |
|   | 技術専門学院 新川センター | (黒部市三日市10 ☎0765-52-0251)       |
|   | 技術専門学院 砺波センター | (南砺市寺家301-1 ☎0763-22-3152)     |

## 中小企業勤労者福祉サービスセンター等のご案内

### ●中小企業勤労者福祉サービスセンターとは

中小企業で働く方々が生涯にわたり豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域(市町村)の中小企業が共同で大企業並の福利厚生事業を総合的に行う団体です。現在、富山市及び高岡市にはサービスセンター、射水市には互助会が設置されています。

### ●事業のしくみと会員

市町村が中心となってサービスセンターを設立し、サービスセンターは加入会員から会費(月額一人あたり400~600円)を集めているいろいろな福祉事業を実施します。

一般に事業所単位での加入となりますが、会員は次の方々です。

- サービスセンターのある地域と同じ地域にある中小企業や商店等の従業員と事業主
- サービスセンターのある地域と同じ地域に住む中小企業や商店街等の従業員(個人会員)

### ●福祉事業の例

- 生活安定の事業……慶弔給付、低利・無担保の生活資金の融資案内、退職金共済制度加入のあっせん
- 余暇活動・自己啓発事業……保養施設の宿泊・入浴施設などの利用助成、映画・演奏会などのチケット割引、サービスセンターが企画する旅行やイベント及びレクリエーション、スポーツ、料理などの教養講座、講習会の開催や活動助成
- 老後生活の安定事業……生涯生活設計や年金などのセミナー、相談会の開催
- 健康の維持増進事業……健康診断や人間ドックなどの受診費用の助成、健康セミナーの開催、スポーツクラブや各種施設の利用補助や割引のあっせん
- その他……地元商店街と提携した指定店割引利用、会報によるさまざまな情報提供など

### ●詳細については、下記へお気軽にお問い合わせください。

- |                      |               |
|----------------------|---------------|
| (公財)富山市勤労者福祉サービスセンター | ☎076-493-1354 |
| (公財)高岡市勤労者福祉サービスセンター | ☎0766-28-1080 |
| 射水市ゆとりライフ互助会         | ☎0766-82-1955 |

サービスセンターの制度等については、富山県商工労働部労働雇用課(☎076-444-3256)までお問い合わせください。

会員  
募集中



平成27年度上半期(2015.4月～9月開講分)

ポリテクセンター富山

## 能力開発セミナーのご案内

ポリテクセンター富山では、在職者の方等を対象に、業務に必要な技能・技術・知識のレベルアップを目的とした短期間の能力開発セミナーを実施しています。

各コースの詳細については、当センターホームページをご覧ください。また、受講申し込みの手続き等については、訓練課受講者第二係までお問い合わせください。

系	コースNo.	コース名	定員	日程	実施時間帯	受講料(円)
機 械 系	K010	機械設計製図実践 (寸法・公差編)	10	4/6,7,8	9:00～16:00	12,500
	K250	精密測定技術 (長さ測定編)	10	4/9,10	9:00～16:00	7,500
	K050	実践機械製図 (2次元標準化編)	10	4/13,14,15	9:00～16:00	11,500
	K140	フライス盤精密加工技術	8	4/13,14,15,16	9:00～16:00	16,000
	K150	フライス盤実践技術(高精度穴加工編)と品質の向上	8	4/17,20,21	9:00～16:00	14,500
	K300	機械保全実践技術 (伝動装置・分解組立調整編)	10	4/22,23,24	9:00～16:00	10,500
	K220	被覆アーク溶接実践技術 (各種姿勢溶接)	10	5/12,13	9:00～16:00	13,000
	K210	プレス生産技術 (加工技術編)	10	5/21,22	9:00～16:00	9,500
	K060	実践機械設計技術 (2次元設計)	10	5/26,27,28	9:00～16:00	11,500
	K160	NC旋盤実践加工技術	10	6/1,2,3,4,5	9:00～16:00	18,000
	K260	精密測定技術 (精度管理編)	10	6/3,4	9:00～16:30	8,500
	K170	NC旋盤実践技術・加工編	10	6/9,10,11,12	9:00～16:00	14,000
	K180	マシニングセンタ実践技術 (プログラミング編)	10	6/22,23,24,25,26	9:00～16:00	17,500
	K190	マシニングセンタ実践技術・加工編	10	6/30, 7/1,2,3	9:00～16:00	15,500
	K070	設計ツールによるモデリング技術	10	7/7,8,9	9:00～16:00	10,500
	K130	旋盤精密加工技術	10	7/7,8,9,10	9:00～16:00	16,000
	K230	炭酸ガス半自動アーク溶接技能クリニック	10	7/7,8	9:00～16:00	14,000
	K080	機械の安全設計のポイント	12	7/9,10	9:00～16:00	16,500
	K090	有限要素法の理論と実践(定式化及びマトリックスの処理法)	10	7/22,23	9:00～16:00	7,500
	K310	設備管理システムの構築と設備管理技術標準の策定	10	7/28,29	9:00～16:00	17,000
	K120	製造技術者のための油圧実践技術	10	7/29,30,31	9:00～16:00	14,000
	K280	3次元測定実践技術	10	8/4,5,6	9:00～16:00	10,500
	K011	機械設計製図実践 (寸法・公差編)	10	8/19,20,21	9:00～16:00	12,500
	K141	フライス盤精密加工技術	8	8/25,26,27,28	9:00～16:00	16,000
	K131	旋盤精密加工技術	10	9/1,2,3,4	9:00～16:00	16,000
	K240	TIG溶接実践技術 (ステンレス鋼板材編)	10	9/1,2	9:00～16:00	14,500
	K320	推測統計を活用した統計的品質管理手法	10	9/1,2,3	9:00～16:00	9,500
	K020	機械設計製図実践 (機械要素編)	10	9/7,8,9	9:00～16:00	11,000
	K051	実践機械製図 (2次元標準化編)	10	9/28,29,30	9:00～16:00	11,500
	電 気 系	E040	有接点シーケンス制御の実践技術	10	4/7,8	9:00～16:30
E050		有接点シーケンス制御による電動機制御の実務	10	4/9,10	9:00～16:30	9,000
E070		PLCによる自動化制御技術	10	4/13,14,15	9:00～16:00	10,000
E060		制御盤製作のための実践的技術	10	4/16,17,20	9:00～16:00	12,000
E090		空気圧制御とPLC	10	4/21,22,23	9:00～16:00	10,000
E140		画像処理による自動化システム構築技術 (撮像編)	10	4/22,23,24	9:00～16:00	16,500
E080		数値処理によるPLC制御技術	10	4/24,27,28	9:00～16:00	10,000
E120		PLC制御による位置決め制御技術	10	4/30, 5/1	9:00～16:30	9,000
E041		有接点シーケンス制御の実践技術	10	5/11,12,13,14,15	18:15～20:50	9,000
E160		機械の安全設計のポイント	10	5/12,13	9:00～16:00	11,000
E051		有接点シーケンス制御による電動機制御の実務	10	5/18,19,20,21,22	18:15～20:50	9,000
E190		電気保全の実務	10	5/27,28	9:00～16:30	9,000
E071		PLCによる自動化制御技術	10	6/1,2,3,8,9,10	18:15～20:50	10,000
E150		自動化設備に活用されるセンサの選定・保守技術	10	6/3,4	9:00～16:00	11,000
E030		鉛フリーはんだ付け技術	10	6/16,17	9:00～16:00	8,000
電 子 系		E180	電気設備の省エネルギー設計技術 (照明設備編)	12	6/29,30	9:00～16:00
	E191	電気保全の実務	10	7/6,7,8,9,10	18:15～20:50	9,000
	E130	空気圧実践技術	10	7/15,16	9:00～16:30	9,000
	E100	PLC制御における実践的インバータ制御技術	10	7/22,23	9:00～16:00	7,000
	E010	アナログ回路の設計・評価技術 (トランジスタ編)	10	8/24,25	9:00～16:00	9,500
	E020	アナログ回路の設計・評価技術 (オペアンプ編)	10	8/27,28	9:00～16:00	9,500

問合せ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部

富山職業訓練支援センター(ポリテクセンター富山) 訓練課受講者第二係

〒933-0982 高岡市八ヶ55 ☎0766-28-6901 ☎0766-23-6445

ホームページ http://www3.jeed.or.jp/toyama/poly/

平成27年度(5月入所)

ポリテクセンター富山

求職者訓練受講生募集のお知らせ

本訓練は、離職した方または転職を希望する方が、早期に再就職できるよう実践的な知識と技能を習得することを目的としています。平成27年度5月の開講コースは次のとおりです。

Table with 5 columns: 訓練科名, 定員, 期間, 訓練期間(入所日~修了日), コース説明会. Rows include テクニカルオペレーション科 and 電気保全技術科.

※導入訓練付十若年者コース...

基礎的な職業訓練(導入訓練)を1ヶ月実施し、その後本訓練を6ヶ月実施します。概ね40歳未満の求職者、パート、アルバイト等の不安定な就労から早期安定就労を希望している方々等を対象として、6ヶ月の訓練期間のうち、「約5ヶ月間の施設内訓練」と「約1ヶ月間の企業実習」を組み合わせた訓練です。

★毎週金曜日14時からポリテクセンター富山で、職業訓練(施設内訓練)の見学会を行っています。(連絡不要です。直接おいでください。)

問合せ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
富山職業能力開発促進センター(ポリテクセンター富山) 訓練課受講者第一係
〒933-0982 高岡市八ヶ55 ☎0766-28-6902(直通) ☎0766-23-6445
ホームページ http://www3.jeed.or.jp/toyama/poly/

個別労働関係紛争のあっせん・相談について

~1人でも職場のトラブルの解決を図れます。お気軽にご相談ください~

富山県労働委員会は、解雇、賃金引下げなどさまざまな労働紛争の解決を図る県の行政機関で、公益委員(弁護士など)、労働者委員(労組役員など)、使用者委員(企業経営者など)から構成されています。

あっせんは、労使双方の言い分を聞いて合意点を探り、お互いの歩み寄りによる解決を図る制度です。利用できる方は、富山県内に所在する事業所の労働者及び事業主です。正社員だけでなく、派遣社員、契約社員、パート、アルバイトの方も利用できます。

また、当委員会では、事務局職員が随時、労使関係のトラブルに関する相談を受付しているほか、毎月1回、労働委員会委員が直接相談に応じ、事案に応じてあっせんをはじめとした紛争解決方法などの助言を行っています。

●あっせんの特長

- 1) 無料です。
2) 公益委員、労働者委員、使用者委員各1名の3名があっせん員となって、公平に行われます。
3) あっせんは、あっせん員が労使双方から別々に話を聴いて進められます。お互いが直接対峙するものではありません。
4) 非公開です。当事者の名前も公表されません。もちろん秘密は厳守されます。

問合せ・予約先

富山県労働委員会事務局 ☎076-444-2172
○時間: 毎週月~金曜日(祝日は除く) 8:30~17:15
○場所: 富山県森林水産会館5階
(富山市舟橋北町4-19)

富山県労働経済指標

Table with 12 columns: 年月, 月平均賃金(規模30人以上), 労働異動率(製造業), 職業紹介状況(季節調整値). Rows show data from 2011 to 2012.

「職業紹介状況の年欄は年度合計を表す。また同欄は「パートを含み、学卒を除く」の数値を使用。資料は、県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査月報」、富山労働局職業安定課「労働市場速報」による。



発行: 富山県商工労働部労働雇用課